

# 「令和8年1月21日からの大雪」における 受信料の免除について

令和8年1月30日

「令和8年1月21日からの大雪」による受信料の免除について、次のとおり実施します。

## 1. 免除の範囲

災害救助法が適用された区域内（※）において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の受信契約

## 2. 免除の期間

令和8年1月から令和8年2月まで（2か月間）

## 3. 免除の手続き

- ・受信契約をいただいている皆さまからのお届けなどにより、免除対象となる方を確定させていただきます。
- ・免除が適用される期間の受信料について、前払い等によりすでにお支払いいただいている場合は、お支払い済み分を免除期間終了後の請求分に充当させていただきます。

（※）災害救助法が適用されている区域

（令和8年1月30日現在）

青森県	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市 平川市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村、東津軽郡外ヶ浜町 西津軽郡鰺ヶ沢町、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町 上北郡野辺地町、西津軽郡深浦町
-----	---